⑶　管理について特に配慮が必要な鳥獣

半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が多い又は増加しているものについては、その維持に留意すべきであるが、当該鳥獣により生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、地域個体群の維持を図りつつ効果的に被害の軽減を図るため、都道府県による第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施すること等により、きめ細かな管理に努める。

また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異なるツキノワグマ等の種については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的な視野をもった管理に努める。

⑷　渡り鳥及び海棲（せい）哺乳類

ア　国境を越えて移動する渡り鳥は、その生息状況に不明な点が多いことや、渡りのルート上に位置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により生息状況の把握や保全のための方策について検討を進める必要がある。我が国に渡来する渡り鳥の保護については、我が国は、米国、オーストラリア、ロシア及び中国と二国間渡り鳥条約・協定を締結し、韓国とも日韓渡り鳥保護協力会合において、同条約・協定の締結に向けて取り組んでいる。国は、これらに基づき、引き続き、渡り鳥の保護に関する施策や調査研究に係る情報交換や国際的な共同研究等を進める。国内においては、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を適切に進め、渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、必要に応じて保全事業を実施する。また、渡り鳥の飛来経路やその重要な繁殖地等の情報収集及び分析を行うため、標識調査に加え、発信機等を使用した調査を進める。

イ　法の対象となる海棲（せい）哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な保護又は管理の方策を検討し、種及び地域個体群の存続を図る。なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって海棲（せい）哺乳類に属するものについては、他の法令による適切な保護又は管理が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見直しの検討を行う。

第五　人材の育成及び配置

1　鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置

鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を育成し、適所に配置又は活用する必要がある。特に都道府県にあっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置し、技術的な面からも鳥獣保護管理事業を支える体制を整備することが求められる。さらに、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

国は、各都道府県において鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する人材が鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう技術的助言を行うとともに、都道府県ごとの専門的職員の配置状況について把握し、毎年公表する。また、このような人材の育成・確保を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知識を有する人材を確保する体制の整備、活用を図るとともに、都道府県や市町村等が鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に基づく助言を行う等の支援を行う。

2　研修等による人材育成

鳥獣保護管理事業の実施には、幅広い知識や技術が求められる。国においては、関係省庁が連携して、全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理に関する研修を実施する。都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修を実施する。

研修内容は、鳥獣の保護及び管理に係る制度、順応的管理のあり方、鳥獣保護管理事業の柱である個体群管理・生息環境管理・被害防除対策の考え方、計画の作成、モニタリング及び計画の評価、見直し等に関する内容等、鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図る。また、内容を評価し、適切な見直しに努める。

なお、研修を受ける対象者が行政の職員と民間の技術者とでは、求められる技能や知見が異なることから、対象者に合わせたカリキュラムの提供が求められる。そうしたことを踏まえ、国、都道府県、大学、民間団体の提供する研修や講座等において連携を進め、鳥獣の保護及び管理に係るカリキュラムにおいて最低限受講すべき内容について検討を進める。

3　認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

国又は都道府県は、鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維持及び向上を図るため、必要な情報を提供する。

なお、国は、制度の運用状況を踏まえ、鳥獣捕獲等事業の認定に係る基準を必要に応じて見直す。

第六　その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1　国の鳥獣捕獲許可の許可基準

全国的、国際的な鳥獣の保護及び管理の見地から、Ⅲ第四の内容に準じて定める。

2　輸入鳥獣の取扱いの適正化

⑴　特定輸入鳥獣の指定の考え方

特定輸入鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、原則として、以下のアからウまでに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体とすり替えられるおそれが高い種であることとする。

ただし、飼養に対する需要が高い等、特別な理由があるものについては、ア及びウの要件に該当することをもって指定する。

ア　輸入実績のある鳥獣の種のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。

イ　過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入の実績があり、現に多数が飼養されている種であること。

ウ　他の自然環境関連法令（種の保存法、外来生物法）により輸入規制、国内の譲渡し等の規制の対象とされていない種であること。

⑵　特定輸入鳥獣の取扱い

国と都道府県が連携し、標識等の特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用することにより、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努める。

3　愛玩飼養の取扱い

愛玩のための飼養の目的で鳥獣を捕獲することについては、違法な捕獲や乱獲を助長するおそれがあることから、原則として許可しない。また、鳥獣は本来自然のままに保護することが望ましいという考え方に従い、その規制の強化に努めるものとする。一方、野鳥の愛玩飼養の慣習が古くからあるものの、飼養の対象が外国産の鳥類等に限定されてしまうこと等に鑑み、これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲については、今後廃止を含めて検討する。この検討に当たっては、鳥獣を愛でることの意味、歴史的観点、動物福祉的観点、国内外の生物多様性の確保等を踏まえた鳥獣の愛玩飼養に関する総合的な検討を行う。